

第1回邑楽町総合教育会議議事録

開催日時：平成29年7月7日（金）午前9時30分開始 午前10時8分終了

開催場所：邑楽町役場2階201会議室

協議事項：（1）邑楽町総合教育会議運営要綱について  
 （2）邑楽町立認定こども園について  
 （3）その他

出席者：金子正一町長、大竹喜代子教育長、岡田真幸教育長職務代理者、黒澤幸男教育委員、谷津洋子教育委員、中村郷志教育委員、関口春彦総務課長、中繁正浩学校教育課長、半田康幸生涯学習課長、久保田裕子ども支援課長、高橋克徳学校教育課庶務係長

議事録	
大竹教育長	<p>皆さんおはようございます。ただいまから、邑楽町総合教育会議を開会いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、金子町長よりごあいさつをお願いします。</p>
金子町長	<p>皆さんおはようございます。今日は、邑楽町総合教育会議にご出席いただき大変ありがとうございます。本日の会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第9項の「総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。」という規定に基づきまして、邑楽町総合教育会議運営要綱（案）を作成いたしましたので、その要綱（案）についてと平成30年4月1日から開園する邑楽町の認定こども園についての2点をご審議いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
大竹教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、協議に入ります。まず、協議事項（1）邑楽町総合教育会議運営要綱についてを議題とします。中繁学校教育課長より説明をお願いします。</p>
中繁学校教育課長	<p>平成27年度から開催しておりますこの総合教育会議は、これまで教育長が会議の進行をしておりました。しかし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第3項により「総合教育会議は地方公共団体の長が招集する。」となっていることから、町長が総合教育会議の議長となり進行を行うことが望ましいと思われまます。</p> <p>つきましては、同法第1条の4第9項により、本日の総合教育会議において、総合教育会議の運営に関し必要な事項をご決定願いたく、邑楽町総合教育会議運営要綱（案）を提案いたします。</p> <p>要綱（案）の主な内容について説明いたします。</p> <p>第2条第1項及び第2項、会議の招集は、町長が行うものとし、教育委員への通知や公告を行います。</p> <p>第2条第3項、教育委員からの会議招集の求めがあった場合において、必要と認めるときは、会議を招集するものとします。</p> <p>第3条、会議の進行は、町長が議長となり行います。</p> <p>第5条、会議は公開としますが、個人の秘密を保つため必要がある場合、会議の公正が害されるおそれがある場合、その他公益上必要がある場合には、会議に諮ることにより、会議の全部又は一部を非公開とする場合があります。</p>

議事録

第8条、公開とした会議については、議事録を公表します。  
第8条第3項、なお、議事録には、町長、教育長及び教育委員1名が署名することとします。  
主な点について以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

大竹教育長

ありがとうございました。ただいまの課長からの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。法に基づいて邑楽町の要綱をつくったということです。  
ないようですので、邑楽町総合教育会議運営要綱（案）について提案どおり決定してもよろしいでしょうか。

〔異議なしの声あり〕

大竹教育長

ありがとうございます。全員の承認を頂けましたので、邑楽町総合教育会議運営要綱（案）についてを提案どおり決定いたします。  
それでは運営要綱の中に、町長が議長となるとありましたので、ここからは町長が議長となり、会議を進めさせていただきます。町長、進行をお願いいたします。

金子町長

それでは運営要綱が決定いたしましたので、要綱に基づきまして、私が議長となり進めさせていただきます。ご協力よろしくお願いいたします。  
協議を進める前に、ここで、運営要綱第8条第3項に基づく教育委員の議事録署名人について、本日の会議の議事録署名人を決定したいと思いますのですが、私の方で案がありますのでよろしいでしょうか。

〔異議なしの声あり〕

金子町長

それでは、議事録署名人を岡田委員にお願いしたいと思いますので、岡田委員よろしくお願いいたします。  
協議に戻ります。協議事項（2）邑楽町立認定こども園についてを久保田子ども支援課長より説明をお願いします。

久保田子ども支援課長

邑楽町立認定こども園についてですが、過日の定例議会で邑楽町立認定こども園設置条例が可決となりました。本日は、認定こども園の内容について少し詳細に説明できればと思います。また、これとは別に、こども園における教育委員会の関与という部分がございますので、簡単に説明させていただければと思います。  
現在の高島幼稚園と北保育園の園舎については、こども園を見据えて、平成27年度に高島幼稚園を改築、平成28年度に北保育園を改築し、両園舎を一体とした建物が完成しました。園庭も一体として、現在、幼稚園、保育園が共有してそれぞれ園を運営しています。  
平成30年度のこども園開園を目指して、昨年の秋ごろから、こども園に関する内容等を検討するため、高島幼稚園長及び副園長、北保育園長及び主任保育士、

## 議事録

子ども支援課職員により検討会議を積み重ねてきております。

検討会議を除く規則等に定めてある会議等の経緯につきましては、平成 29 年 2 月 23 日から 3 月 1 日の期間に、高島幼稚園児、北保育園児のいる世帯を対象に認定こども園移行に関するアンケート調査を実施しました。対象世帯は両園併せて 120 世帯、回収世帯は 83 世帯、回収率は 69.2%でした。アンケートは 7 つの項目から当てはまる項目を選択する方式で実施しました。結果例を挙げますと、アンケートの質問で「認定こども園に移行した場合、どのような良い点・期待できる点があると思いますか。」という質問については、一番割合が高かった回答項目では、「子ども同士の交流が広がり、友達が多くなる。」が約 36%を占めました。また、「不安な点・心配な点」につきましては、「1号認定（幼稚園部分）と 2・3号認定（保育園部分）の子どもの 1 日のリズムが異なること。」が約 22%を占めました。「園に望むことは」では、「幼児期にふさわしい遊びや生活」が約 29%を占める結果となりました。

平成 29 年 3 月 29 日には、高島幼稚園及び北保育園の保護者並びに 29 年度両園に入園予定の保護者を対象に、こども園移行に関する保護者説明会を午後 4 時から午後 6 時からの 2 回に分けて実施しました。対象者 150 名、2 回の参加者の合計が 111 名、参加率は 74%でした。こども園の概要、こども園の移行の基本方針と趣旨、保護者アンケート結果報告、意見などに対する回答や今後のスケジュール予定の説明を行いました。また、質疑の時間も設けました。

次に、審議等に関することですが、町では、子ども子育て支援法第 77 条に基づき、平成 25 年度に有識者等 15 名の委員からなる「邑楽町子ども・子育て会議」を設置しました。平成 27 年 3 月に策定した「邑楽町子ども・子育て支援事業計画」の保育事業など利用定員を含めた支援事業について審議を行い、必要に応じ見直しを行ってきています。審議会の法的位置づけは、資料をあとでご参照いただければと存じます。

また、邑楽町子ども子育て会議の体制等についてですが、その会議体制のなかには専門部会が設置され、認定こども園開園準備に向けた認定こども園専門部会議が開催されることになりました。専門部会等の会議開催につきましては、平成 29 年 4 月 26 日に第 1 回認定こども園専門部会を開催。部会のメンバーは、有識者や保護者代表、教育委員会指導主事、幼稚園長及び副園長、保育園長及び主任保育士、幼児教育指導員、事務局の計 13 名の構成となっています。会議においては、こども園移行への基本方針と趣旨について、園の名称、施設類型、今後のスケジュールなどについて説明を行いました。

平成 29 年 5 月 11 日に第 2 回会議を開催。こども園の名称の再確認、就学前教育について、年間行事予定について、こども園のメリットについてを説明。また、保護者組織についての現状等を報告しました。

平成 29 年 5 月 18 日には、「第 1 回邑楽町子ども・子育て会議」を開催。本会議は、委員改選の年でもあったため、「邑楽町子ども・子育て支援事業計画」について説明を行いました。また、認定こども園の設置条例（案）についても説明を行いました。

平成 29 年 6 月 6 日に高島幼稚園 PTA、北保育園保護者会の役員懇談会を開催。両園の PTA 及び保護者会の会長、副会長等、保護者役員に参加いただき、お互いの活動内容など相互の理解を図りました。また、今後の必要事項を検討すること

議事録

となりました。

平成 29 年 6 月 12 日、定例議会において、邑楽町立認定こども園設置条例が可決されました。名称は「邑楽町立おうらこども園」、位置を「邑楽町大字藤川 451 番地 4」と決めました。この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行となります。設置条例可決後、6 月 22 日に認定こども園専門部会の第 3 回会議を開催、7 月 4 日に高島幼稚園 PTA、北保育園保護者会の 2 回目となる役員懇談会を開催、そして昨日は、第 4 回認定こども園専門部会が開催されました。会議等の経緯は以上となります。

邑楽町立認定こども園は、幼稚園と保育園を一体としたこども園となりますので、幼保連携型認定こども園を目指しております。公立幼稚園に関する事務は教育委員会の所管であります。公立幼保連携型認定こども園については、地方公共団体の長の所管となります。

この公立幼保連携型認定こども園における教育委員会の関与についてですが、まず地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条では、幼保連携型認定こども園に関する意見聴取とあり、教育課程などの教育委員会の権限に密接に関連するものとして地方公共団体の規則で定めるものの実施にあたっては、教育委員会の意見を聴かなければならないとされています。

法第 27 条の 2 では、幼保連携型認定こども園に関する意見の陳述とあり、教育委員会は、必要と認めるときは、地方公共団体の長に対して意見を述べることができるかとされています。

法第 27 条の 3 では、幼保連携型認定こども園に関する資料の提供等とあり、教育委員会は、地方公共団体の長に対して必要な資料の提供その他協力を求めることができるとされています。

法第 27 条の 4 では、幼保連携型認定こども園に関する事務に係る教育委員会の助言又は援助とあり、地方公共団体の長は、必要と認めるときは、教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができるとされています。

法第 18 条では、指導主事その他の職員とあり、第 3 項において教育委員会に置かれる指導主事の職務内容として、幼保連携型認定こども園の専門的事項を規定しています。

以上が公立幼保連携型認定こども園における教育委員会の関与となっております。

子ども支援課において、邑楽町立認定こども園の管理及び運営に関する規則を策定中であります。先ほどの「幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定その他の当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するもの」として教育委員会の意見を聴かなければならない事項をその規則に定める予定でございます。

以上雑ばくな説明ですが、邑楽町立認定こども園についての説明とさせていただきます。

金子町長

今、説明を担当課長の方から申し上げましたが、平成 30 年 4 月からの開園に向けて専門部会等で協議をし、間違いのないような運営を進めているところで

議事録

	<p>す。特に幼保連携型の認定こども園と考えていますので、教育委員会の関与する部分がございます。ご質問等ありましたらご意見もよろしく申し上げます。</p>
黒澤委員	<p>PTA の件が出ていますよね。今、幼稚園と保育園がありますが、保育園に PTA はあるのですか。</p>
久保田子ども支援課長	<p>保育園は保護者会という名称になっています。実際、各園に保護者会があり、以前は上位組織として町の保護者会がありましたが、今は活動していません。</p>
黒澤委員	<p>それと主管が地方公共団体の長ですよ。国はどこですか。</p>
久保田子ども支援課長	<p>国は内閣府が主管になります。幼保連携型で幼稚園部分と保育園部分が一体となりますので、厚労省・文科省が関連して内閣府の所管になります。</p>
黒澤委員	<p>今までの文科省と厚労省ではなくて上の内閣府ということ。</p>
久保田子ども支援課長	<p>内閣府が取りまとめをしている形になります。</p>
金子町長	<p>よろしいですか。ほかにありますか。</p>
岡田委員	<p>人事の関係ですが、今、幼稚園は教育委員会で人事をやって、保育園の方は各保育園長がそれぞれでやって、今度は保育園と認定こども園の人事の関係はどこですのか。</p>
久保田子ども支援課長	<p>今度は、長は地方公共団体の長になりますので、人事については町長部局になるということです。</p>
大竹教育長	<p>子ども支援課ができた時から、幼稚園も保育園も子ども支援課でやっています。</p>
久保田子ども支援課長	<p>そうですね。</p>
関口総務課長	<p>平成 26 年度からは、幼稚園の人事に対しても、子ども支援課の課内異動という形で行っています。</p>
金子町長	<p>ほかにありますか。</p>
大竹教育長	<p>正規の職員に関しては、幼稚園教諭・保育士の両方の免許を持っている現状にあります。</p>
岡田委員	<p>幼稚園と保育園の両方を持っていても、保育園から幼稚園に行く異動というのは、今まではほとんど無かったですか。</p>

議事録

久保田子ども支援課長 岡田委員	<p>今までは無かったですね。</p> <p>子ども支援課の管轄になっても無かったですか。</p>
久保田子ども支援課長	<p>幼稚園と保育園間の異動はありませんが、今後の幼保連携型認定こども園に関しては、元々保育園にいた方がこども園にとか、幼稚園にいた方がこども園にという異動が考えられます。</p>
岡田委員	<p>認定こども園の職員が幼稚園と保育園の両方の免許を持って、子ども園の中で異動も積極的に進めていくのですか。</p>
久保田子ども支援課長	<p>まずは初年度については、まだ考え方は決まっていますが、今の高島幼稚園・北保育園が1つの認定こども園になるわけですので、その辺を考えての人事配置をしていかなければならないと思います。認定こども園が開始され軌道に乗っていく上で、またいろいろ人事異動は考えていかなければと思っています。</p>
大竹教育長	<p>ほかの園との関係が無ければ、こども園内人事でも大丈夫です。そうすると必然的に3歳以上は同じクラスで保育を行うので、ここはこの人がふさわしいだろうという園内人事になっていくだろうと思われま。</p>
黒澤委員	<p>これは辞令書を出すのではなくて、園長が口頭で今年はこっちへ行ってくださいで済むのですか。</p>
大竹教育長	<p>人事というか同じ園の中にあることになるので。</p>
黒澤委員	<p>ここを替えますよで済むわけですね。</p>
大竹教育長	<p>それは可能ですね。</p>
金子町長	<p>今、説明にありましたように、幼稚園の園長先生、それから保育園の園長先生がいるわけですが、これが認定おうらこども園の園長ということで1人になりますので、それら踏まえていけば園長の裁量ということになります。ご質問にあった件は、1日も早く解消して運営ができるようにしていかなければならない。</p>
岡田委員	<p>保護者会というものはどういうものですか。PTAではないわけですよ。</p>
久保田子ども支援課長	<p>現在は幼稚園がPTAで、保育園が保護者会です。今度、幼稚園と保育園が一体になりますので、今お互いその部分で話し合っていて、こども園はPTAという名称を使う方向で進んでいます。今のところ決定ではありませんが。</p>
関口総務課長	<p>先ほど内閣府が所管だということで話をしましたが、明和町がこども園をつくる時に、内閣府の中に認定こども園の事務は入ってなく、文科省と厚労省の両方に相談しながらやっていました。しかし、それでは話が進まないということで、</p>

議事録

	<p>内閣府の中に認定こども園に対する部局をつくり、認定こども園法をつくりました。その中で、例えば認定こども園で働く人は、教諭でも保育士でもなく、保育教諭という名前にしました。</p> <p>また、幼稚園の教育要領や保育園の保育指針が文科省、厚労省にあります。内閣府で認定こども園の教育・保育要領というものを別につくりました。保育園、幼稚園ということではなく、認定こども園のための人事や基準がつけられ、認定こども園のための教育内容、保育内容をやるという考え方にはなっています。</p>
金子町長	<p>今後、専門部会を開く中で、ご質問をいただいたことも含めて方向性を決めていただく。いろいろ詰めた中で運営方法が決まっていくと思いますので、またその時にはお伺いできればと思います。認定こども園について、ほかにありますか。</p>
黒澤委員	<p>この前、教育委員会で話が出たのですが、幼稚園の給食は無くなるのですか。</p>
久保田子ども支援課長	<p>今、高島幼稚園と北保育園の施設が一体になっており、保育園部分については調理室が設けてありますので、給食提供を自園調理で行っています。高島幼稚園・北保育園が一体となった認定こども園については、方向的には、全員に対して自園調理で給食を提供していきたいと考えております。</p>
黒澤委員	<p>給食センターは。</p>
久保田子ども支援課長	<p>今度、高島幼稚園部分が自園調理になりますと、その幼稚園部分は、給食センターではなくなります。</p>
大竹教育長	<p>認定こども園には、幼保連携型、保育園型、幼稚園型とありますが、今、群馬県では幼保連携型が圧倒的に多くなっています。というのは幼稚園の良さと保育園の良さを併せ持って教育課程に取り組んでいけるというのが一番の理由だと思います。3歳以上児は、幼稚園にいた子ども保育園にいた子ども同じクラスになります。そうすると親のニーズに応えられる。こども園に子どもを預けて、いろいろな1日の時間の使い方ができる。親のニーズに幅広く応えられるという意味で、幼保連携型が群馬県では圧倒的に多くなっています。</p>
金子町長	<p>ほかにありますか。無いようですので、認定こども園については以上とさせていただきます。</p> <p>それでは次に、協議事項(3)その他ということで、教育委員の皆さんからご意見があればお伺いしたいと思います。</p> <p>今朝も新聞に小中学校の先生の勤務時間の問題等あり、これから大きな課題になってくると思います。</p>
岡田委員	<p>多忙化でしょう。</p>
金子町長	<p>多忙化ですよね。</p>

議事録

大竹教育長 邑楽町の教員の多忙化について、おうら広報の JOY ページに書かせていただきましたので、どのように邑楽町は対策しているのか読んでいただければと思います。

黒澤委員 今やっている点検評価というのは、あれだけの資料を作ったり、学校訪問をしたり資料を作ったりしてもその作業というのはすごいですよね。

大竹教育長 結局忙しくなっている要因は、調査研究の資料づくりや会議、新しくなる学習指導要領の先行実施やその諸準備など、どんどん学校現場に下ろされてくることが一番大きいと思います。邑楽町は校務支援システムの導入や行事の無い期間の閉庁を設け、会議の数も少なくするなど少しずつ教師の多忙化を軽減しております。

金子町長 ほかにないようであれば、会議を閉じたいと思いますが。いかがですか。

[異議なしの声あり]

金子町長 ありがとうございます。皆様のご協力によりまして、本日の総合教育会議については以上で終了させていただきます。

大竹教育長 皆さんありがとうございます。以上をもちまして、邑楽町総合教育会議を閉会いたします。